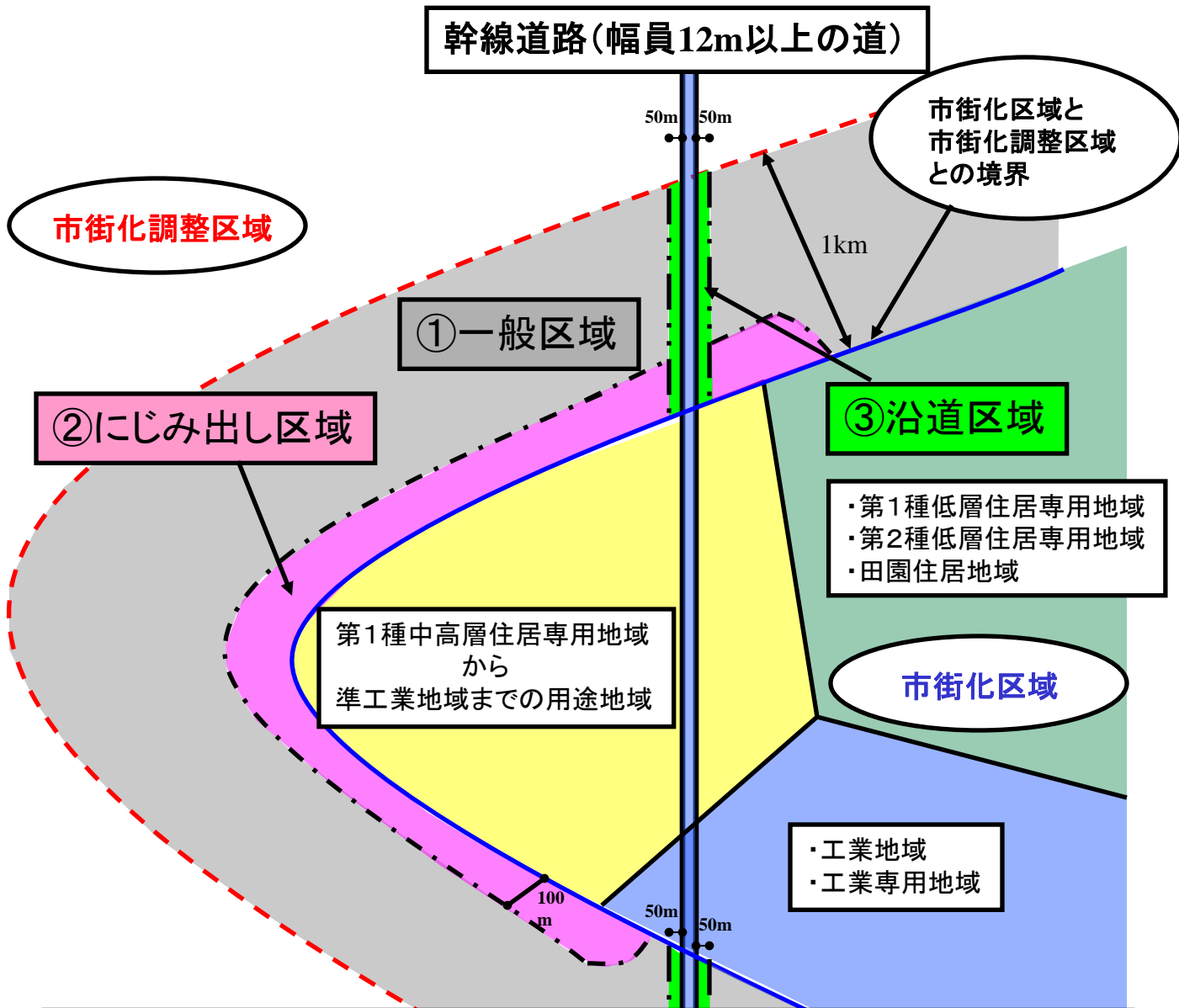


都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（模式図）



凡例(開発・建築許可対象となる範囲と用途)

条例で指定する区域		許可対象用途
一般区域	ア 市街化区域から1km以内 イ 建築物の連たんについて敷地相互間の距離50m以内で建築物の数が50以上ある区域(7ha以内) ウ 4m以上の道路に接する土地	住宅※ 併用住宅※ 共同住宅※
にじみ出し区域	ア 一般区域に該当 イ 隣接する市街化区域の用途地域が、第一種中高層住居専用地域等(法第9条第3項から第10項)で用途地域の境界から100m以内	一般区域で認める用途に加え店舗・飲食店※ (延べ面積 500㎡以下)
沿道区域	ア 一般区域に該当 イ 原則12m以上の道路に接し、道路の境界から50m以内	

※地階を除く階数が3以下のものに限る